

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当社は、地域内外の中小企業・士業事務所・スタートアップ企業との連携を強化し、以下のような取り組みを行います。

- オープンイノベーションの推進

定期的な情報交換会や共同研究会を通じ、業種を超えた課題共有とソリューション創出に取り組みます。特に、DX（デジタルトランスフォーメーション）分野におけるサービス開発や、労務管理における業務効率化に関する知見を連携先に提供し、互いの技術・ノウハウの相互活用を図ります。

- 事業承継支援

後継者不在の中小企業や士業事務所に対し、当社のネットワークを活かして後継者候補とのマッチング支援や、円滑な事業引継ぎに向けた労務・人事面のアドバイスを実施します。また、M&A支援機関との連携を通じて、法務・人事デューデリジェンスに関するサポートも行います。

- 共同受注・連携体制の構築

顧問先・連携先企業との間で、業務内容や専門領域を補完し合う共同受注体制を構築し、規模や専門性の異なる企業間での共創を推進します。これにより、個社では対応が難しい大型案件や多拠点対応業務への参入を可能とします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、取引先や地域社会との持続可能な発展を重視し、以下のような独自の取り組みを進めています。

・ 働き方改革の波及支援

自社で培った柔軟な勤務体制（テレワーク、時差出勤、短時間正社員制度など）のノウハウを活かし、取引先企業にも制度設計や運用上のアドバイスを提供します。特に中小企業における導入障壁の解消を目的とした「働き方相談窓口」の設置を検討中です。

・ 地域貢献・教育支援

地域の高校・専門学校と連携し、キャリア教育や職業講話、インターンシップの受入れを行うことで、次世代の人材育成と地域活性化に貢献しています。

・ 環境への配慮

社内外でのペーパーレス化推進、クラウド管理の徹底、再生可能エネルギー導入の検討など、環境負荷低減に向けた取り組みも取引先と連携しながら進めています。

7年6月9日

有限会社小野労務経営管理事務所 代表取締役 小野綾一